（個別契約用）

選挙運動用自動車運転契約書

選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　（以下「乙」という。）とは、甲が公職選挙法第141条に定める

選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

２　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで(　日間)

　　原則として毎日　　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

３　運転する車両の車種及び登録番号

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで(　日間)

５　契約金額　　金　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

内訳（１日につき 　　　　　　円×　日間）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき竹田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、竹田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は竹田市には請求できない。

７　その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞